

函館市私道環境整備支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不特定多数の者の通行の用に供され、市道に準ずる機能を果たしている私道について、その環境整備を市が支援することにより、地域住民の生活環境の向上および利便を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路以外の道路で、その敷地が私人の所有に属し、現に一般の通行の用に供されているものをいう。

(対象とする私道)

第3条 市が支援の対象とする私道は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する私道とする。

- (1) 現に不特定多数の者の通行の用に供されていること。
- (2) 幅員がおおむね3.6メートル以上であること。

(内容)

第4条 前条の支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 砂利道および簡易舗装道の補修
- (2) 防塵剤等の散布
- (3) 除雪
- (4) 側溝清掃後の汚泥処理

(申請手続等)

第5条 第3条の規定による市の支援を希望する町会等の代表者は、別記第1号様式の申請書を市長に提出しなければならない。

(町会等の協力)

第6条 町会等は、この要綱の規定に基づき、当該町会等の申請により、市が支援を行った私道について、道路としての機能を損なうことのないよう協力するものとする。

2 町会等は、前項の私道のうち幅員4メートル以上のものについて市道化の推進を図るため、市に協力するように努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

私道環境整備支援申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 団体の住所
団体の名称
代表者氏名

私道の環境整備支援を次のとおり申請します。

- 1 私道の所在地 函館市 町 丁目 番 号先
- 2 希望する支援の内容

添付書類

- 1 私道の位置図
- 2 その他市長が必要と認める書類